

【重大事態対応フロー図】(令和7年度)

いじめの疑いに関する情報

- 「いじめ防止対策会議」(法第22条)でいじめの疑いに関する情報収集と記録・共有
- いじめの事実の確認を行い、結果をかすみがうら市教育委員会へ報告

重大事態の発生

- かすみがうら市教育委員会に重大事態の発生を報告
- ア「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(児童生徒が自殺を企図した場合等)
- イ「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日目安)
- ※一定期間連続して欠席しているような場合などは迅速に調査に着手:20日間をめど
- かすみがうら市長等に報告(学校→かすみがうら市教育委員会→市長等)

かすみがうら市教育委員会が重大事態の調査の主体を判断

- 従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えを踏まえ、学校主体の調査では重大事態への対処及び同種の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合
- 学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合
→ かすみがうら市教育委員会において調査を実施

学校が調査主体

(市教委の指導・助言を受けながら)

- 重大事態の調査組織の設置
 - ・構成は専門的知識、経験を有し当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図る。(公平性・中立性の確保)
 - ・いじめ防止対策会議に専門家を加える。
- 調査組織による調査の実施
 - ・いじめの事実関係を可能な限り明確にする。
 - ・因果関係の特定は急がない。
 - ・客観的な関係を速やかに調査する。
 - ※不都合なことがあっても事実に向かって向き合う姿勢が重要
 - ※これまでに調査している場合でも、調査資料の再分析や必要に応じ新たな調査を実施
- いじめを受けた生徒とその保護者に対する情報提供
 - ・調査によって明らかになった事実関係について情報を適切に提供する。(適宜、適切な方法での経過報告)
 - ※個人情報へ配慮、しかし説明は怠らない。※アンケート等の提供(実施者には事前にその旨説明)
- 調査結果を市教委へ報告(市教委から市長等への報告)
 - ・いじめを受けた生徒とその保護者が希望する場合には、その生徒と保護者の所見をまとめた文書の提供を受け調査結果に添える。
- 調査結果を踏まえた必要な措置

かすみがうら市教育委員会が調査主体

- 市教委の指示を受け資料提出等の協力

かすみがうら市教育委員会が調査主体

- 重大事態の調査組織の設置
 - ・構成は弁護士、精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識、経験を有し当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図る。(公平性・中立性の確保)
 - ・法14条第3項の付属機関を調査組織とする。
- 調査組織による調査の実施
 - ・いじめの事実関係を可能な限り明確にする。
 - ・因果関係の特定は急がない。
 - ・客観的な関係を速やかに調査する。
 - ※不都合なことがあっても事実に向かって向き合う姿勢が重要
- いじめを受けた生徒とその保護者に対する情報提供
 - ・調査によって明らかになった事実関係について情報を適切に提供する。(適宜、適切な方法での経過報告)
 - ※個人情報へ配慮、しかし説明は怠らない。
 - ※アンケート等の提供(実施者には事前にその旨説明)
- 調査結果を市長等へ報告
 - ・いじめを受けた生徒とその保護者が希望する場合には、その生徒と保護者の所見をまとめた文書の提供を受け調査結果に添える。
- 調査結果を踏まえた必要な措置(例)・重点的支援(指導主事等、専門家の派遣)
 - ・人的体制の強化(教職員の配置)
 - ・外部専門家の追加配置(SC、SSW、警察官OB等)

学校が調査主体

- 学校への必要な支援、市長等への報告
 - ・必要な指導、人的措置
 - ・いじめを受けた生徒とその保護者に対する調査結果の情報内容、方法、時期等について指導や支援
 - ・学校からの調査結果の報告を受け市長等に報告

市長等が再調査を行う場合 ※法第30条

- 調査主体の指示を受け資料提出等の協力